

奈良県告示第五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、奈良市から大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）（道路の変更（六条奈良阪線及び桂木南京終線）に係る図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、奈良県土木マネジメント部地域デザイン推進局地域まちづくり連携推進課県土利用政策室において縦覧に供する。

令和二年四月三日

奈良県知事 荒井正吾